

市内の約4割が未設置です！

住宅用火災警報器を

設置しましょう

住宅火災による死者のうち、約8割が逃げおくれによるものです。
市内の住宅用火災警報器の設置率は現在約6割で、約4割の家庭が未設置です。
大切な家族の命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。



住宅用火災警報器は、火災発生時に煙を感知するとブザーや音声でお知らせします。
(火災警報器の設置は平成21年6月1日から義務づけられています)

住宅用火災警報器Q&A

■どこで販売しているの？

ホームセンターや電気店などで販売しています。詳しくは各店舗へお問い合わせください。

■購入するときの注意点

市は、日本消防検定協会による鑑定品を推奨しています。NSマークのついた商品を選びましょう。

※詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。



■取り付けは自分でできるの？

ビスなどで簡単に取り付けることができます。

■どこに設置すればいいの？

●寝室

●階段：寝室が2階以上の場合は、階段にも設置します。

●取り付け位置は原則として天井、または壁です。

※台所は設置の義務はありませんが、出火の可能性が高い場所なので、取り付けをお勧めします。

■どんな種類があるの？

天井取り付け式や壁取り付け式があります。また、煙式と熱式がありますが、台所以外は煙式を設置してください。

なお、最近では無線で連動するタイプ、目や耳の不自由な人に振動や光で知らせる補助装置など、付属的な機能を持った住宅用火災警報器も販売されています。

問い合わせ

消防本部予防課

☎(55) 2859

中央消防署

☎(55) 2961

西消防署

☎(63) 7000



住警器 消太
(推進シンボルキャラクター)

6月1日は「景観の日」

富士が映える うるおいとゆとりのまち

市は、平成21年に「富士市景観計画」及び「富士市景観条例」を定めました。富士山の眺望をはじめとした良好な景観を守り、育て、そして将来に残していけるよう、市民や事業者の皆さんとともにさまざまな取り組みを進めていきます。



地域とともに

景観重要樹木を指定しました

富士市景観計画に基づき、良好な景観を守るために保存すべき樹木として、平成23年2月9日付で、下記の3本の樹木を「景観重要樹木」に指定しました。

今後は、それぞれの樹木がある地域の市民の皆さんと行政が協力し、これらの樹木を大切に保存していきます。



▲指定第1号
富士岡地藏堂
のイチョウ
(富士岡81)



▲指定第2号
旧東海道一里
塚のエノキ
(岩淵181地先)



▲指定第3号
旧東海道左富
士のマツ
(依田橋町585-2地先)

大規模建築物などの建築には 事前に届け出が必要です

良好な景観の形成を図るため、大規模な建築物などを建築する際には、事前に届け出が必要です。

■届け出対象

延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物や、高さが15メートル以上(用途地域が定まっていない地域については10メートル以上)の建築物及び工作物の新築・増築、外観の5分の1以上の色彩変更など

届け出対象となる建築物は、景観計画に定める「色彩基準」及び「景観形成の指針」の規制対象になりますので、事前に建築指導課で相談を行い、届け出してください。

問い合わせ 建築指導課

☎55-2909 ☎53-2773

✉kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

※詳しくは、市ウェブサイトをごらんください。